

# にっぽん NOW

平成15年(2003年)9月1日(月) 第1527号

家族みんなで防災会議を

先の通常国会で成立した法律について

2面

緊急採用奨学金制度

家計が急変したとき教育費を支援しています

3面

ふるさとの味

## 安全・安心な食生活へ



# 改正食品衛生法 8月29日から施行

BSE(牛海綿状脳症)や輸入食品の残留農薬問題などを契機に、食品の安全に対する国民の不安が高まっている状況を受け、食品の安全性の確保の強化を目的として食品衛生法が改正され、八月二十九日から施行されています。

法改正を機に、国民の健康を保護する施策が充実し、今年七月に設立された食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等が一体となって食品安全行政を進め、安全・安心な食生活が守られることが期待されます。

### 国民の健康の保護を図る

一昨年九月に、国内で初めてBSE感染牛が発見されたのをはじめとして、食品の偽装表示、輸入食品からの基準値を超えた残留農薬の検出など、二、三年の間に、食品への信頼を損なう問題が相次いで発生し、国民に強い不信・不安を与えています。

その原因として、一部事業者の企業倫理の欠如だけでなく、

根本問題として、食品のリスクに関する法制上の問題が指摘されてきました。

改正食品衛生法は、こうした状況を受けて制定されたもので、法の目的に「国民の健康の保護を図る」ことを明記するなど、

### 食品安全情報を公表

### 広く国民の意見も聴取

改正食品衛生法の骨子は別掲のとおりです。

このうち、特徴的なのはリス

クコミュニケーション(食品安全情報の公表と、国民からの意見聴取)規定の新設です。

消費者保護の視点に立つてリスクを事前に防止することを指す内容となっています。

### 食の安全への政府の取り組み



8月12日の会合では、リスクコミュニケーションを中心にさまざまな意見が交換された

は、食品安全行政を進める中で施策の内容や実施状況などを国民に公表するとともに、国民からの意見を聞いて施策に生かすよう規定する条項が盛り込まれています。

リスコミュニケーションの進め方や体制づくりは、国・地方自治体ごとに順次決められる予定ですが、厚生労働省で

食品安全行政は、食品リスクの評価(国民の健康にどう影響するかの見極め)と、リスク管理、リスク情報の公表と国民からの意見聴取が一体的に実施されないと効果が上がりません。

改正法には、国や地方自治体

このうち、八月十二日に東京都内で開かれた「食品衛生に関する説明と意見交換の会」には、消費者・食品業界団体の関係者ら約二百人が参加、法改正を高く評価する一方、リスコミュニケーションの具体的な手法の確立などの要望が出されました。

### 改正食品衛生法の骨子

#### 目的規程の見直し

○国民の健康の保護を図る旨の明記

#### 国・地方自治体及び食品等事業者の責務の明確化

##### 【国・地方自治体】

- 情報収集等・研究・輸入食品等の検査に係る体制整備
- 国際的な連携の確保
- 地方自治体に対する技術援助、等
- 教育活動等を通じた正しい知識の普及
- 情報の収集・整理・分析・提供
- 検査能力の向上、等

##### 【事業者】

- 原材料の安全性の確保
- 仕入れ元の名称等の記録の作成・保存
- 記録の国・地方自治体への提供、等(努力義務を含む)

#### リスクコミュニケーション規定の新設

##### 規格・基準の見直し

- 農薬等の残留規制の強化
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法(カプセル化等)により摂取する食品等の暫定流通禁止措置、等

#### 輸入食品を含めた食品の監視・検査体制の強化

- 食品衛生監視指導指針の作成
- 輸入食品監視指導計画の策定・公表
- 厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設、等

#### 罰則の強化

- 有害食品の販売等禁止違反の法人に1億円以下の罰金
- 施設基準違反、施設改善命令違反に1年以下の懲役、100万円以下の罰金、等

改正食品衛生法の内容など、食品の安全確保に向けた取り組みを厚生労働省ホームページ(下記)で見ることができます。

● <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>